

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 464

平成20年 4月14日(月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

## 労働力人口の減少を喰い止める 重点施策のターゲットの動向は

2006年時点での、労働力人口は6,657万人。15歳以上(人口)に占める男女労働力の割合は男性73.2%、女性48.5%で10年前より1.5ポイント減少している。このまま少子化が続けば労働力人口は減り続け、2017年には440万人減の6,217万人、2030年には1,070万人減の5,584万人になると予想している。これは国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに行う将来推定人口を基に、厚労省が初の試算としてまとめた報告書に記されている数値である。

報告書は一方で、女性、若者、高齢者への就業支援拡充策を以って就業者が増加した場合も推計しており、減少幅を17年までに100万人に、30年までに480万人に抑えられると見込んでいる。「当面5年程度の重点施策」では、出産後の女性への再就職支援、70歳まで働ける高齢者雇用制度の普及、フリーターなどの正社員化を挙げている。

しかし2007年「女性労働白書」において女性正社員は過去10年間で133万人減り、女性雇用者全体に占める割合も毎年減って約46%を記録。逆に女性パートは増えたが正社員との賃金格差改善は、高齢者再就職も含め動きが鈍い。ニート、フリーター対策でも特効薬は見当たらない。

労働力人口減少は、社会保障制度や経済成長など国の根幹に響く問題であるだけに、労働環境の見直しはひっ迫している。中でも女性・高齢者・ニートの就業化で労働生産性を上げるべく、労働環境改善の抜本策が待たれる。

税務会計

## 期限切れ租税特別措置は26項目 法案成立後の遡及適用で影響なし

2008年度税制改正法案の年度内未成立に伴い、期限切れとなると国民生活が混乱する恐れがある道路関連以外の租税特別措置7項目及び自動車取得税の免税措置等の期限を5月末まで延長する「つなぎ法案」が成立したが、それ以外にも2008年度税制改正法案のなかには適用期限切れとなった法律が少なくない。

財務省によると、現在、通常国会に提出している税制改正法案において適用期限が経過した租税特別措置は、情報基盤強化税制・人材投資促進税制の法人税額の特別控除や交際費等の損金不算入、住宅取得資金等の贈与に係る相続時精算課税制度の特例など26項目だった。昨年12月末に期限切れとなった相続時精算課税制度の特例以外は3月末が適用期限だった。

一方、総務省によると、地方税において、延長された自動車取得税の免税措置等以外に、適用期限が到来して延長を予定している非課税等特別措置は、都道府県税関係が22項目、市町村税関係が30項目と、全部で52項目もある。

このように、国税・地方税において税制改正法案が成立しなかったことから期限切れとなったものは少なくないが、納税者に影響はないのだろうか。例えば、4月中に住宅取得資金の贈与を受けた場合、相続時精算課税制度の適用はあるのかといった疑問があろう。しかし、ほとんどの特別措置が事業年度・年分での適用であり、また、税制改正法案が成立すれば、遡って適用するので影響はないと考えられる。

今週のキーワード

労働力人口

15歳以上の生産年齢人口のうちで現在就業中(契約社員、派遣社員、パート、アルバイト含む)の人と完全失業者(就職活動をしている失業者含む)の合計をいう。非労働力人口は就業しておらず、就業の意思のない人(専業主婦、専門学校生含む学生、定年退職者、高齢者、ニート、病弱者)のこと。労働力調査は、1950年に始まった統計法に基づく指定統計によって総務省が行い、毎月末~1週間前までの約10万人の就業状態・就業時間、転職などを調べ公表している。